

令和 6 年 8 月 農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和6年8月20日(火)

開会 午前 9 時 3 0 分

閉会 午前 9 時 5 5 分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委 員 氏 名	出欠
1	天 本 純 子	出
2	黒 田 和 彦	出
3	酒 井 恵 美	出
4	佐 藤 幸 信	出
5	篠 原 浩 二	出
6	田 代 英 毅	出
7	豊 増 義 治	出
8	永 渕 久 雄	出
9	久 富 正ノ介	出
10	松 隈 清 志	出
11	松 雪 昭 俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

10番 松隈 清志 委員 11番 松雪 昭俊 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農用地利用集積計画について	8件
議案第3号	農地移動適正化あっせん事業について	1件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	9件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 王丸 貴将

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和6年8月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は10名、〇〇委員からの連絡は届いておりませんがこのまま始めたいと思います。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号10番〇〇〇〇委員と議席番号11番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件、1筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について1件、1筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から譲受人へ、世帯間での所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は、記載のとおりでございます。営農計画書も添付をされていることから農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

（6番委員入室）

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

農用地利用集積計画について8件、9筆でございます。

議案第2号、番号1から番号8につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページから6ページをお願いいたします。

議案第2号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により8件、9筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、決定を求めるものでございます。

内訳につきましては3ページ、それから5ページ及び6ページの農用地利用集積計画集計表をもとに一括して御説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積につきまして、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が4,549平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積につきまして、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が2件、1,643平方メートル、使用賃借権が3件、2,906平方メートルとなっており、総合計が5件、4,549平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人が5名、借人4名、申請枚数は5枚となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

中間管理機構との貸借でございます。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積につきまして、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が9,012平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積につきまして、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が4件、9,012平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人3名、借人2名となっており、申請枚数は3枚となっております。

6ページを御覧ください。このページは、3ページと5ページの合計の集計表となります。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積につきまして、地目「田」の設定面積は、記載の

とおりでございまして、合計が1万3,561平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が6件、1万655平方メートル、使用賃借権が3件、2,906平方メートルとなっており、総合計9件、1万3,561平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては貸人8名、借人が6名、申請枚数は8枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第2号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めます。

ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号、番号1から番号8の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、7ページをお願いいたします。

議案第3号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について、鳥栖市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づいて1件、1筆のあっせんの申し出がございました。

別冊資料1の1ページをお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、所有者等については、農地移動あっせん希望一覧の記載のとおりでございます。

農地の位置につきましては、2ページの地図のとおりでございます。御確認のほど、よろしく願いいたします。

議案第3号は○地区の○○町の案件でございますので、○○○○農業委員、それから○○○○推進委員を指定したいと考えております。

皆様の御承認の後、あっせん委員として活動をしていただくこととなります。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは8ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして2件、3筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、9ページから10ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして9件、11筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第2号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

その他の事項で、委員の皆様から何かございませんか。

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

7番〇〇ですけど、先月に農地の減少についてちょっと質問したと思いますけど、そのあと、私たちが農業委員会をした19日に新聞に載っていたのが産業・住宅用地の確保要望というのが、鳥栖市商工会議所から出てるんですね。

つまり、また農地を減らそうちゅうことだと思いますけど、会長、あれから何か動きはありましたか、農業委員会としては。

議長

7月19日の新聞ということですか。

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

私が先月お願いしとって、このまんまでは、農業委員会としてはもうちょっと進んだ行動をすべきということをちょっと話したんですよ。そしたら〇〇さんも、自分もそんな経験があったちゅうか、話されて、今度は〇〇地区もどんどん減っていく。市はそれでいいでしょうけど、私たちは農業委員なんですよ。農地を守る、農業者を守るために、もうちょっと動きがあるべきではないでしょうか？

議長

情報等は、出たときにまたそういった話を皆さんのほうに説明しますという話で事務局の方からお話が前回あったと思うんですけど。

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

もう、後手後手じゃ遅い、〇地区でもそういうことがあった、今度は〇〇地区でもある。いろいろの情報を交換したり、いろいろの話し合いをする、ただ農業委員だけじゃなくて推進委員も交えて、今後の農家・農地のことをもうちょっと進んで考えるべきじゃないでしょうか。

議長

御意見は頂戴させていただきたいと思います。

はい、他にございませんか。

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

すいません、今度農地パトロールをするんですけど、非農地になる農地が出てくるですよ

ね、今まで農地だったのが。それで、農地が無くなったらどういう名目になるかちゅうとがちょっと気になるんですよね。ほ場整備したところも荒れてくるやろうし、ほ場整備しとらん、ただ白地とかも荒れてきよるし。それを今度また非農地化したら農地じゃないとどう呼ばばいいのかという問題と、今度は1か月間湛水しやんとがあって、せんやった場合は非農地になるとかちょっと疑問になったのでお尋ねしたいと思います。

議長

5年水張の件ですか、その湛水化というのは。（「そうですね。あれがなったら農地じゃなくなるんでしょう」と呼ぶ者あり）

議長

事務局、お願いします。

事務局

5年水張の件については農林課のほうが詳しいもので、ちょっと事務局としてはお答えする内容を持っておりませんので、後ほど農林課のほうに確認いただければというところはあると思います。すみません、その件については事務局としては回答を持っていないというところです。

以上になります。

議長

非農地の呼び方というか、事務局お願いします。

事務局

非農地の件につきましては、皆さんに議案のほうで御報告した後、所有者の方へ非農地通知という通知のほうを差し上げることになっております。

そちらの通知を持たれて所有者の方が法務局において登記地目のほうを田、畑をその地目に応じた、基本的には山林、原野とかいう形になるかと思えますけれども、そういった形で登記地目が変わって、その後はご本人さんのほうで管理していただくということになるかと考えております。

以上になります。

議長

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

山手は山林として、じゃあ私たち、平地ちゅうか普通の農地は原野やないと思うけど、それは畑？

事務局

普通の農地とみなされるところは当然非農地として認定はしませんので。あくまで農地ではなく、原野なり雑種地なりに現状が変わっているところについてうちのほうは非農地と。

7番委員

山手は原野でん。そんなら平野のところはそれを非農地とみなした場合がですよ？

議長

はい、どうぞ。

11番委員

よございますか。11番〇〇ですけど。自分が知ってる範囲で申し訳ございませんけど、私は農地はそのまんま農地として、ただ5年間の水張がなか場合については補助金対象外の農地ですね。たぶん1反あたり…新聞載った範囲です、〇〇さんごめん。18万円ぐらいのお金が載ったと思うんです。そんなかわり、それぎりですよというようなことは新聞には載ってりました。

ですから、農地は農地で対象外の農地というようなことじゃなかろうかと思います。

今ずっと田んぼに補助金出てますよね、何をやるにも補助金が。そういうのがありませんよこの田んぼはということになるから、野菜を作ろうが何しようがもう後は自分でやってくださいよと。ただ、補助金の対象から米も麦も外しますよというのが多分、間違いかもしれないけど私が読んだ新聞の範囲はそうでございました。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

議長

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

私も自分でしよる人が今度やめるときにも、ちゃんと水張はせんと補助金来んちゅうとは説明しよるけど、人に頼む気がない人はどうでもよか、荒れてもよかちいいよる。うち、〇〇さんに頼むときは補助金ばもらわんなら誰でん作り手がないよって言いよるけど、なかなかそこまで考えん人もおるけんがですね。

議長

はい、どうぞ。

11番委員

また11番の〇〇ですけど、多分、そういう補助金をいただかんごとなったら、作ってくれるもんはまずおらんごとなってしまうということが一番懸念される。

作ってくれるもんがおらんということになりますと、耕作放棄地になったのがどんどん増えていくやろうと思うんです。そいけんハウスとか特に建ててあるようなところで、水を張

らんと田んぼであってもアスパラをやっとるばってん、水は張られんもんないと。5年間水張らんとそれらは対象外ですよと。田んぼじゃなかですよと。そげんなったらその世帯がアスパラをやめた時点で他のもんに貸そうとしても、その田んぼを借りてくれるもんは誰もおらんと。そういうふうになるのかなと思います。そこが本当心配しとります。

以上です。

議長

はい、〇〇委員、どうぞ。

7番委員

ありがとうございます。非農地になった、農地として残しとったがよかよとか、〇地区でよう聞いた話なんですけど、非農地とかになったほうが開発しやすいとか宅地にしやすいとかありますか。

議長

事務局お願いします。

事務局

基本的に農地パトロールで見ていただいているのは、調整区域の農地と判断しますので、開発がしやすいということはないかと考えております。

以上になります。（「はい、ありがとうございます。」と呼ぶ者あり）

議長

はい、他にございませんか。

〇〇委員、どうぞ。

9番委員

9番の〇〇です。今の件ばってん、〇〇さんと重なる場合もあるやろうが、これ結局水張りばせんと、助成金をやらんちゅうだけの話であって、そればどうのこうのしたけん地目が変わるとか、それはなんもなかつちやなか。ただ、とにかく助成金をやらない。

水張りは結局、助成金ばもらうために5年のうちに一回しなさいと、ちゅうごたるふうに俺は理解しとるばってん、そういったことです。

議長

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

分かりました。うちもアスパラ作ってる人がいるので、そのことについて聞いたら、農林課は個別に相談しに来てください、言うtotteくださいだったんですよね。だけん、水をかけるわけにもいかんし、なんか方法があつたらそんな風じゃないでしようかね。

議長

はい、どうぞ。

11番委員

とにかく、写真を証拠に四隅に水を張ってますよというのを何か月ありましたちせやんけん、アスパラなんかずっと浸けとくわけにいかんけん、そういうことは無理よねって。

〇〇地区あたりも本当5反ぐらいあるところにアスパラハウスいっぱいあるんですよ。ところが水張れと言うてもですね、アスパラの人がどうされるのかよう分からんですけど。そこんにきは、以前私が生産組合長をしようとしたところに、そういうことの対象外を作ってくれと。そうせんと、そういうところはそれこそ水を張らんと田んぼとして認めんていうなら、今の人がアスパラをやめたらもう借り手ないよと。そこんにき〇〇さん、よう営農指導員と一緒に。(発言する者あり)

議長

他にございませんか。

(発言する者なし)

それでは、事務局のほうから何かございませんか。

お願いします。

事務局

そうしましたら、事務局から2点でございます。

まず1点目でございますけども、秋の農作業標準賃金の会議を9月の17日、火曜日の10時から予定をしております。春の会議に出席いただいた委員さんは、また引き続き御出席いただきますよう、お願いをいたします。案内の文書につきましては、後ほど郵送しますので、よろしくお願いをいたします。

それから2点目でございますが、7月の下旬から熱中症警戒アラートについて、連日の発表がっております。新聞報道等でも農作業中に熱中症で倒れたという記事を目にしますので、委員の皆様はもちろんですけれども、周りの皆さんにも作業中はこまめに休憩をとりながら水分・塩分の補給をするように呼びかけのほどをよろしくお願いしたいと思っております。

事務局のほうからは、以上でございます。

議長

農地パトロールのほう、すでに始まっている地域もございますので、皆さんこれからだと

思いますけど、事務局からお話がありましたように、熱中症には気を付けて、農作業中の話も含めてしっかりと水分・塩分をこまめにとって、無理をせずに作業を行っていただきたいと思います。

それでは、他にございませんか。

それでは、これで終わります。

次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和6年9月20日金曜日、午前9時30分より3階大会議室1で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____